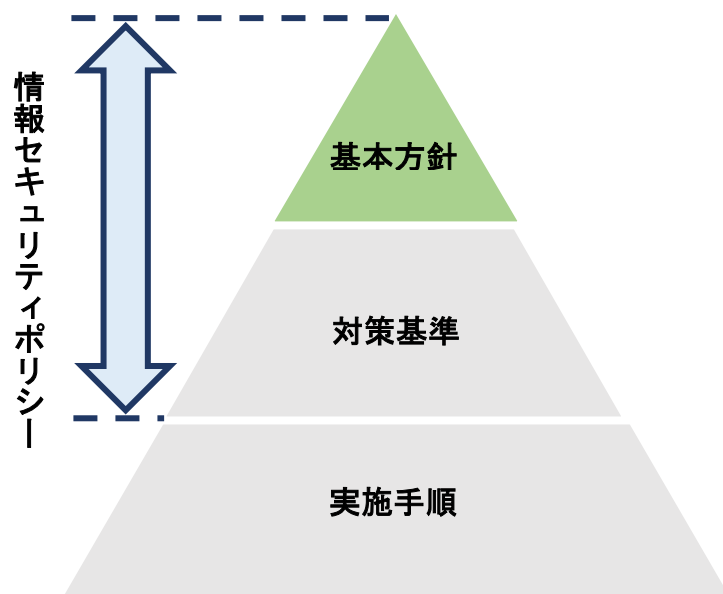


上尾市議会 情報セキュリティ基本方針



令和8年4月
上尾市議会

上尾市議会情報セキュリティ基本方針

〔 令和8年2月27日 〕
議 長 決 裁

第1章 総則

(目的)

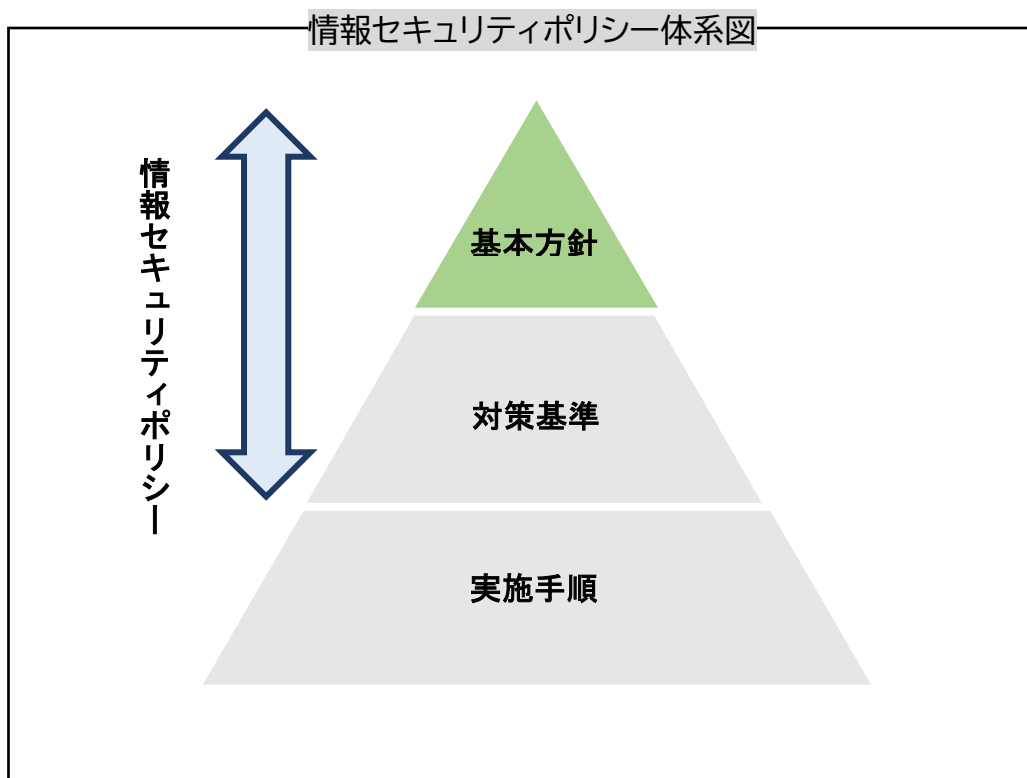
第1条 この上尾市議会情報セキュリティ基本方針（以下「方針」という。）は、上尾市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、上尾市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において使用する用語は、上尾市情報セキュリティ基本方針（平成21年2月27日市長決裁）において使用する用語の例による。

(情報セキュリティポリシーの体系図)

第3条 情報セキュリティポリシーの体系図は下図のとおりとする。



第2章 この方針が対象とする範囲

(対象とする脅威)

第4条 情報資産に対する脅威として、以下の上尾市情報セキュリティ基本方針に定める脅威を踏まえ、議会の特性に応じた情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
 - (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
 - (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
 - (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
 - (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等
- (適用対象の範囲)

第5条 次に掲げる者（以下「議員等」という。）に適用する。ただし、上尾市が管理運営する情報資産は除くものとする。

- (1) 上尾市議会議員
 - (2) 上尾市議会事務局設置条例（昭和39年上尾市条例第11号）に規定する事務局に所属する職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員等を含む。）
 - (3) その他、議会の情報資産を取り扱う者で議長が認める者
- (情報資産の範囲)

第6条 本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 議会活動に関連する情報資産を取り扱うために使用される情報機器であって、議会事務局が貸与するもの及び議員が私的に所有するもの

第3章 情報セキュリティ対策

(議員等の遵守義務)

第7条 議員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第8条 第4条各号に掲げる脅威から情報資産を保護するために、議会の運営形態及び議員の活動実態を踏まえ、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

上尾市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

上尾市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び議員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを

利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 上尾市議会は、前条各号に掲げる対策を実現するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。

2 前項の情報セキュリティ実施手順は、公開することにより運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

第4章 情報セキュリティ監査等

(監査及び自己点検の実施)

第11条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第12条 前条の規定により情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。